

平成28年第1回定例会 一般質問

定方英一
28・2・26(金)

1 マイナンバー制度について
(1)通知カードの状況
(2)マイナンバーカードの交付状況
(3)今後の取り組み
(4)セキュリティ対策
2 電力自由化について
(1)電力契約の現状
(2)今後の取り組み
3 道路について
1. 建築工事に伴う4メートル未満道路 の現状と取り扱い
(2)位置指定道路の現状と取り扱い
(3)今後の方針
4 公共交通について
(1)コミュニティバスあおぞらの利用者数の推移
(2)デマンドバス導入の考え
(3)今後の検討

伊勢崎クラブを代表して通告に基づき順次一般質問致します。

先ず初めに、マイナンバー制度についてお尋ねいたします。

このマイナンバー制度であります、国内で住民登録されている、すべての人に、それぞれ12桁の番号を割り振り、社会保障・税・災害対策の3分野での利用を始めると同時に脱税や給付金の不正受給の防止に活用する狙いが あることは皆さんよく ご承知の事でありませう。

本市に於いても昨年末から各家庭に通知カードが送られて居りますが、通知カードは届いたものの、「さて如何したらいいの」と、そのまま仏壇に上げてある家庭が多いのではと窺えます。

通知カードが届いて、写真を用意して、返信用封筒で送り、「マイナンバーカード」の交付を受けるまでには、行かないのかなと思われませう。

私の耳に届いている意見では、如何して市役所や支所等でマイナンバーカードの申請が出来ないかであります。

そうする事により、一気に申請が増えると思ひませう。

また、「マイナンバーカード」にどんなメリットがあり、どんな優遇があるのか、利活用が分からないでいる人も多いと考へられませう。

反面、個人の情報が漏れ、悪用されるのでは、心配のほうが先に来て、不安・不信に思っている方も少なからずであります。現に、昨年、日本年金機構でサイバー攻撃を受け125万件もの年金情報が外部に流出する事故も発生しており、本当にセキュィティー、大丈夫との声が聞かれます。

そこで、

(1)通知カードの状況であります、市内全世帯への配布件数並びに、戻り件数等の状況についてお尋ねいたします。

(2)マイナンバーカードの交付状況であります、総務省に確認したところ、今年1月末現在全国で760万件の申請があったと聞いておりますが、本市での交付状況についてお尋ねいたします。

(3)今後の取り組みであります、通知カードの完了見通し・マイナンバーカードの普及・コンビニでの住民サービスを含めマイナンバーカードの取り組みについてお尋ねします。

(4)セキュリティ対策についてお尋ねいたします。

2点目・電力自由化についてお尋ねいたします。

電力自由化は他企業の新規参入と競争を促すことにより、より安い料金で電気を供給することを目的としておりますが、電気事業法による参入規制があり、東京電力・関西電力等を始め地域ごとに許可された10社に限定されておりました。

しかし平成12年4月から10社以外の企業も電気の小売事業が行うことが出来るようになりました。

当初は供給契約規模が2,000KW以上の特別高压電力に限られておりましたが、現在では50KW以上の高压電力まで引き下げられております。

また、本年4月からは、50KW以下の低压部門つまり一般家庭市場でも自由化になります。そのことにより、特定規模電気事業者(略してPPS)が相次ぎ誕生し本年2月5日現在、全国に802社にも達しております。

本県にも伊勢崎市を含め数社のPPSがあり、今後の動向が気になる所であります。

そこで、

(1)本市における電力契約の現状について、市庁舎関係と学校関係に分けてお尋ねいたします。

(2)今後の取り組みについてお尋ねいたします。

3点目・道路についてお尋ねいたします。

建築基準法は、住民の生命、健康及び財産の確保を図り、

公共の福祉を増進することを目的として、建築する場合の最低の基準を定めております。

建築物は、原則として幅員4m以上の道路(建築基準法の道路)に接しなければ建築できません。

しかし、幅員が4m未満であっても建築基準法が適用される前から建築物が立ち並んでいる道(幅員1.8m以上4m未満)で、市が所有または管理している道などは「建築基準法の道路とみなす(みなし道路)」となっています。

この「みなし道路」に接する敷地に建築する場合、道の中心線から両側にそれぞれ2m(道の反対側に河川・がけ地・線路敷地などがある場合は、河川などの境界から敷地側に4m)を道路の境界とみなす線(後退線)とし、その区域内に建築物(門・塀・ようへき等)を造ることは禁止されており、この規定を守ることにより、日照や防火など良好な生活環境のための道路が確保されます。

ところがであります。

本市に於いては、4メートル未満でも、中心線から2メートル・崖などから4メートル後退する、セットバックの必要がない、法定外道路があると聞かされました。

つまり、4メートル未満道路に今なお建築物が出来ている現状です。

まるで、今流行りの言葉でいえば「ビックリポン」であります。

先日もこの現場に足を運び見てきましたが、4メートル未満の狭い道いっぱい、塀が建っており農家の人がトラクターが通るのに苦勞するのを目の当たりにして、いくら法定外だとしても、これで良いのだろうかと思議に思い、今回の質問に至りました。



そこで、

3 道路について

(1) 建築工事に伴う4メートル未満道路の現状と取り扱い

(2) 位置指定道路の現状と取り扱い

(3) 今後の方針

についてお尋ねいたします。

4点目・公共交通についてお尋ねいたします。

伊勢崎市コミュニティバス「あおぞら」は、高齢者など交通弱者の移動手段として、平成8年より運行を開始し20年がたちました。

現在10路線で運行されており、誰でも何回乗っても無料であります。

昨年12月から、伊勢崎駅南口駅前広場バス乗降場の供用開始に伴い、コミュニティバス「あおぞら」の路線や時刻表を一部変更しました。

そのことにより、便利になった・不便になったの声もありますが、概ね好評を得ているのではと思われます。

また、同じくバスロケーションシステムの実証実験が始まり、コミュニティバス「あおぞら」の運行状況を、パソコンやスマートフォンで確認できるサービスも始まりました。

しかし、もともと需要が少ない地域において導入されることが多いコミュニティバスの輸送コストではありますが、本市に於いても毎月2千万円の経費が計上されておるのが現状です。

そこで、

4 公共交通について

- (1) コミュニティバスあおぞらの利用者数の推移
- (2) デマンドバス導入の考え
- (3) 今後の検討

についてお尋ねいたします。

以上で質問を終わりますが答弁によりましては再質問を留保いたします。

コミュニティバスについては2月27日付けの上毛新聞に取り上げられました。
次ページに掲載しましたのでご覧ください。

伊勢崎市のコミュニティバス

無料↓有料化を検討

伊勢崎市の五十嵐清隆市長は26日の市議会本会議一般質問で、現在無料運行しているコミュニティバス「あおぞら」の有料化を検討することを明らかにした。藤岡市で起きた関越道高速ツアーバス事故(2012年)を受けた国の貸し切りバス運賃制度の改定で、運行委託料が大幅に上がったため。

で増1億 事故道越 委託料

新年度から有識者や業者らでつくる「地域公共交通会議」を開いて協議を始める。2年間で内容を詰め、

有料化は18年度以降になる見通しだ。
無料運行する同バスは路線バスではなく、貸し切り

バスの扱い。これまで委託料は人件費や燃料費などをベースに算出されてきたが、制度改定によって走行距離と時間に基づくようになった。その結果、14年度約1億2千万円だった委託料は本年度2億1300万円に跳ね上がった。
有料化すれば路線バスの扱いになり、市は委託料が1億4千万円以下になると試算している。利用者の年齢や時間などで対象を限定した有料化もあり得るとい

う。
五十嵐市長は「全国的にも例が少ない無料運行を続けてきたが、長期間にわたって運行していくことは財政的にも困難。利用者の負担が大きくならない範囲で有

料化に向けて検討していきたい」と答弁した。
同バスは1996年度に導入され、現在10路線がある。本年度の利用者数は35万5500人と見込んでい

2月27日(土)付け
上毛新聞から引用